

《医師用》

登園の際には、下記の登園許可証の提出をお願いいたします。

登園許可証	
認定こども園 ひなどり幼稚園園長殿	
児童氏名 _____	
病名「 _____ 」	
年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態 になったので、登園可能と判断します。	
_____ 年 月 日	
医療機関名 _____	
医師名 _____	印又はサイン _____

認定こども園ひなどり幼稚園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子ども達が快適に生活できることが大切です。下記の感染症について登園許可証の提出をお願い致します。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能状態となったからの登園であるようご配慮ください。

《登園許可証が必要な感染症》

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発疹出現の4日後まで	解熱後3日を経過し、全身状態がよいこと
インフルエンザ	発症24時間前から後3日間が最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してから
風しん	発疹出現の数日前から発疹出現の5日後まで	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発疹がかさぶたになってから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症数日前～症状消退まで	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
結核		感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱） （アデノウイルス感染症）	発症数日前～後約5日	主症状が消退した後2日を経過するまで
流行性角結膜炎	発症後約2週間	医師が感染のおそれがないと認めるまで
百日咳	発症後約3週間	特有の咳が消失するまで、または、5日間の抗菌剤による治療終了まで
腸管出血性大腸菌感染症 （O157・O26・O111等）	多くは数日内	主な症状が消失し、医師がの登園許可と認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		感染のおそれなくなるまで